

# 欧州REIT・リサーチ・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／不動産投信



## EUROPEAN REIT RESEARCH

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:昭和61年11月1日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆3,598億円

(資本金、運用純資産総額は平成26年8月29日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	不動産投信

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注)	年12回(毎月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注)投資信託証券(不動産投信)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行う欧州REIT・リサーチ・オープン(毎月決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年10月17日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月2日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

# ✓ ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1. 主として、欧州のREIT(不動産投資信託証券)に投資します。

- 「BNPパリバ・欧州REIT・リサーチ・ファンド(適格機関投資家専用)」(「主要投資対象ファンド」といいます。)への投資を通じて、主として、欧州に所在する外国市場に上場等されているREITに投資(欧州の不動産株式\*にも投資します。)を行います。

\* 不動産株式とは、営業収益に占める不動産事業比率が高い銘柄をいいます。

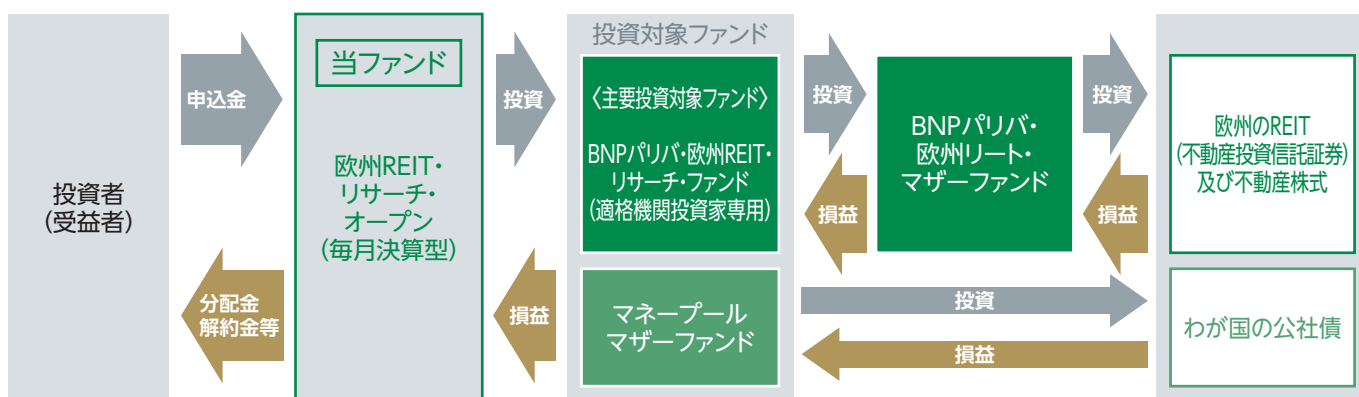
主な投資対象国…アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー

(2014年8月末現在。投資対象国は今後、変更となる場合があります。)

- マネープールマザーファンドにも投資します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

### ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

### ? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

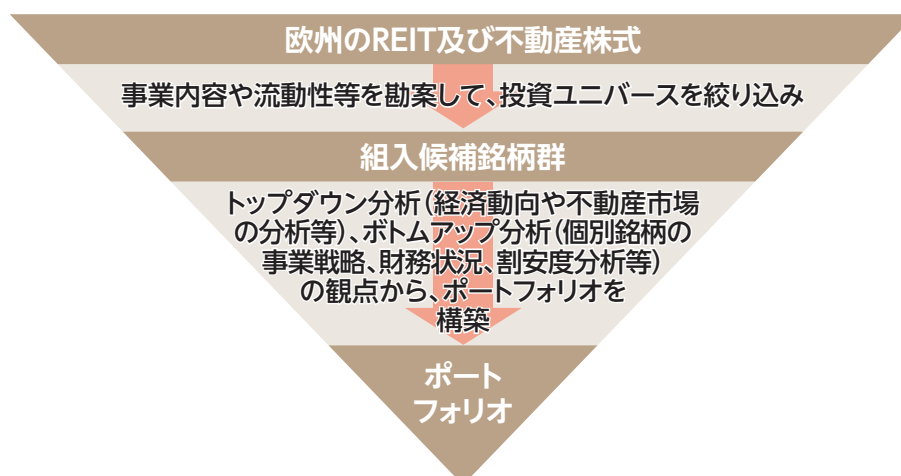
# ✓ ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

### 2. トップダウン分析とボトムアップ分析の融合により、銘柄選択を行います。

- 主要投資対象ファンドの運用はBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社がを行い、実質的な運用はBNPパリバ インベストメント・パートナーズグループの投資顧問会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランズ・エヌ・ブイが行います。
- 主要投資対象ファンドの運用にあたっては、経済動向や不動産市場の分析等のトップダウンプロセスと個別銘柄の事業戦略、財務状況、割安度分析等のボトムアッププロセスを融合した多角的な観点で、投資銘柄を厳選します。

#### 主要投資対象ファンドの運用プロセス



※2014年8月末現在。上記プロセスは今後、変更となる場合があります。

## BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて

■ BNPパリバグループの資産運用部門として、世界に広がる運用拠点にて約700名の運用担当者が、世界中の機関投資家や個人投資家向けに、様々な資産運用サービスを提供しています。

■ 総運用資産残高は約4,970億ユーロ(約68.0兆円)を有し、欧州で第7位の規模を誇っています。

2014年6月末現在

総運用資産残高は、ユーロベースのデータ及び2014年8月末の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算

(出所)BNPパリバ インベストメント・パートナーズのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成





## ファンドの特色

### 3. 原則として、毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

#### 分配方針

- 毎月決算を行い、収益分配を目指します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※第1期決算日は平成27年1月14日とします。
- ※第1期から第3期までの決算時においては収益分配を行いません。第4期以降の毎決算時に、原則として分配を行います。

#### 収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

# ✓ ファンドの目的・特色

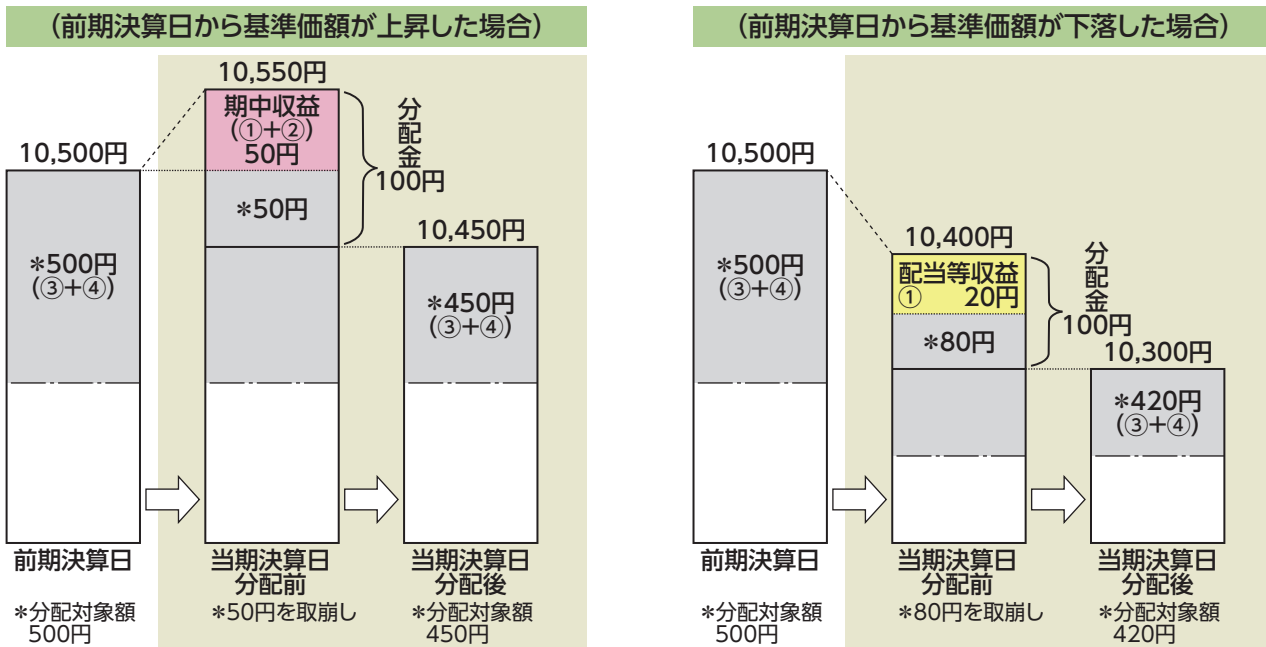
## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



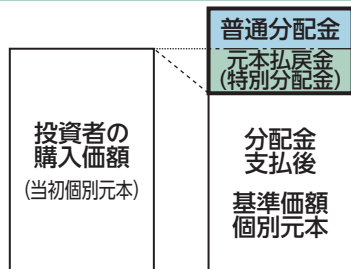
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

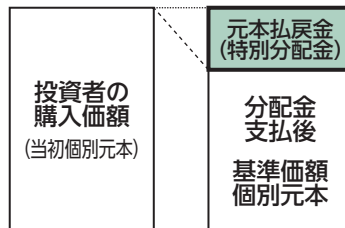
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 投資リスク

### その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。



**基準価額・純資産の推移**

ファンドは、2014年11月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**分配の推移**

ファンドは、2014年11月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**主要な資産の状況**

ファンドは、2014年11月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**年間収益率の推移(暦年ベース)**

ファンドは、2014年11月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口につき1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成26年11月4日から平成26年11月17日までとします。 継続申込期間:平成26年11月18日から平成27年11月13日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>● ユーロネクスト・アムステルダムの休業日</li> <li>● ロンドンの銀行休業日</li> <li>● アムステルダムの銀行休業日</li> </ul>
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	原則として、平成26年11月18日(設定日)から平成36年8月14日までとします。
繰上償還	委託会社は、主要投資対象ファンドが償還されることとなった場合、このファンドを解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合</li> <li>● ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>● やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>
決算日	毎月14日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 ※第1期から第3期までの決算時においては収益分配を行いません。第4期以降の毎決算時に、原則として分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月及び8月の決算時並びに償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 平成26年12月1日以降は交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口につき1円)に <b>3.24%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	<b>ありません。</b>	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して <b>年率1.1124%(税抜1.03%)</b> 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。	
運用管理費用の配分	委託会社	年率0.324% (税抜0.3%)
	販売会社	年率0.756% (税抜0.7%)
	受託会社	年率0.0324%(税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率0.5292%(税抜0.49%)	
実質的な負担	純資産総額に対して <b>年率1.6416%程度(税抜1.52%程度)</b> ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。  
また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は平成26年8月29日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

以下の内容は、平成26年10月17日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針等
BNPパリバ・欧州REIT・リサーチ・ファンド(適格機関投資家専用)	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	欧州のREIT(不動産投資信託証券)及び不動産株式	この投資信託は主として欧州に所在する外国市場に上場等されている不動産投資信託証券に投資し、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
マネープールマザーファンド	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。